

病院群輪番制病院運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院群輪番制病院運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、救急医療を実施する医療施設の運営に対し、補助金を交付し、もって救急医療体制の整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、第2土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに年末年始（12月30日から1月3日まで）の午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間に輪番で救急医療を行う医療施設（以下「病院群輪番制病院」という。）の開設者とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、病院群輪番制病院の運営に要する経費のうち給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、基準額71,040円に病院群輪番制病院にかかる診療日数（午前8時30分から午後6時30分まで又は午後6時30分から翌日の午前8時30分までを1日として計算するものとする。）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、病院群輪番制病院にかかる診療日が小児救急医療支援事業運営補助金交付要綱（平成13年5月18日制定）による補助金の交付の対象となる場合における当該診療日の基準額は、前項の基準額から小児救急医療支援事業運営補助金交付要綱に定める基準額を減じた額とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書は、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める承認を要しない変更とは、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、事業完了後市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月18日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成18年2月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年3月10日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。